

組合員の皆様

2020年9月18日

ノルドストリーム2およびトルコストリーム——米国の新たな制裁に関する最新情報

はじめに

ノルドストリーム（Nord Stream）は、ロシアとドイツを結ぶ天然ガス海底パイプライン輸送のシステムです。第一弾のノルドストリーム（NS1）を形成するロシア・ヴィボルグからドイツ・グライフスヴァルドまでの2つのラインと、ロシア・ウスチルガからドイツ・グライフスヴァルドまでをつなぐ2つのラインのノルドストリーム2（NS2）で構成されています。NS1はロシアの国営企業ガスピロムを大株主とする Nord Stream AG が所有・運営し、NS2はガスピロムの完全子会社である Nord Stream 2 AG が所有し、今後、運営する予定です。

NS1は2012年10月8日に竣工しました。NS2の敷設作業は2018年から2019年にかけて行われていましたが、米国の制裁によって中断されています。米国が制裁を発動する以前は、2020年半ばの稼働が見込まれていました。

トルコストリーム（TurkStream）は、ロシアからトルコに至る天然ガスパイプラインです。ロシア・アナパ近郊のロスカヤ圧縮ステーションから黒海を横断して、トルコ・キイコイの受入施設までを結んでいます。トルコストリームの建設は2017年5月に始まり、2020年1月1日にブルガリアへのガス供給が開始されました。

本回覧は、NS2 およびトルコストリームのパイプライン建設プロジェクトと、このプロジェクトに関連して船舶およびサービスを提供する事業者を対象とする制裁規定を強化する米国の動きについてご案内するものです。最近の動きは、「米国の敵対者に対する制裁措置法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act: CAATSA）」および「欧州エネルギー安全保障保護法（Protecting Europe's Energy Security Act: PEESA）」の2つの法律に焦点が当てられています。CAATSAとPEESAの制裁権限における文言は異なりますが、どちらの法律も、米国以外の船

The Standard Club UK Ltd
www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



船所有者および海事産業におけるその他の事業者（保険会社を含みます）の活動に影響が及ぶ可能性があります。各法律の概要は、以下の通りです。

CAATSA（米国の敵対者に対する制裁措置法）

米国議会は 2017 年に CAATSA を可決しました。CAATSA 第 232 条には、ロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設に関連する一定の巨額投資またはその他の取引を政府が制裁の対象とすることを認める規定が盛り込まれています（ただし、政府に義務付けるものではありません）。第 232 条は、米財務省と協議した上で制裁を発動する権限を米国務省に与えています。

国務省は、CAATSA が制定された時点で、自らの裁量により、2017 年 8 月 2 日以降にプロジェクトの契約が締結されたロシアのエネルギー輸出パイプラインを制裁の対象にしないとの運用方針を採用しました。この方針により、NS2 とトルコストリームは第 232 条の制裁対象範囲から事実上除外されることになりました。しかし、2020 年 7 月 15 日、国務省はその方針の変更を発表し、第 232 条の制裁規定をロシアのエネルギー輸出パイプラインにも広く適用することを明確にしました。この方針変更により現在、NS2 とトルコストリームは制裁対象に含まれています。方針変更を発表した際、国務省はこの制裁の意図について、ロシアによる「悪意に満ちた行為（malign behavior）」といえる「米国および同盟国に対する攻撃的な行動」への対応の一環として、ロシアに代償を負わせるためであると述べています。

運用方針の変更により、特に第 232 条（a）に定める公正市場価値の基準を満たし、NS2 またはトルコストリームの拡張・建設・近代化を直接かつ著しく促進する商品またはサービスをロシアに販売、リース、提供する者に対して制裁（米国による阻止など）が科される可能性があります。基準となる金額は公正市場価値が 100 万米ドル以上または 12 カ月間の総額が 500 万ドル以上です。

現時点では、国務省が第 232 条の規定を広義に解釈して、NS2 の建設に伴う幅広いサービスまで網羅する意図が伺われます。対象となるサービスは、第 232 条に該当するロシアとの直接契約によるものに限られません。したがって、NS2 またはトルコストリームに関連して使用されるあらゆる種類の船舶の提供、またはそうした船舶へのサービスの提供（管理、保険、港湾サービスなど）によって、契約の相手方の身元に関係なく、米国以外の者も第 232 条に基づく制裁の対象になる可能性があります。基準となる金額も考慮する必要がありますが、その基準についても広義に解釈される可能性があります。そのため、提供する船舶またはサービスの公正市場価値が、適用される契約に記載された金額に限定して算定されると想定してはなりません。例えば、船舶管理サービスの公正市場価値は、管理費用のみに限定されない可能性があります。



PEESA（欧州エネルギー安全保障保護法）と PEESA 明確化法

2019年12月、米国はPEESAを制定し、署名後、即時に発効しました。PEESAは基本的にNS2およびトルコストリームに関連するパイプライン敷設に従事する船舶および当該プロジェクトの建設のためと知った上で船舶を販売、リース、提供した外国人またはそれらの船舶を当該プロジェクトの建設に提供するために詐欺的もしくは計画的な取引を手助けした外国人に対して制裁を科すことを義務付けています。PEESAが認めている制裁の種類には、米国の管轄内にある外国人の資産の凍結ならびに外国事業者の執行役員および主要株主のビザ発給停止および米国への入国拒否が含まれています。

PEESAに基づく制裁の発動が不十分であり、NS2の建設が続いていることに明らかに不満を抱いた上院議員団および下院議員団は、先般、PEESAの修正法案を提出しました。上院法案3897および下院法案7361はいずれも、PEESA明確化法によってPEESAを強化・明確化することを提案するものです。2つの法案は文言に若干の違いがあるものの、どちらも強制的な制裁を義務付ける活動の種類を拡大することを求めています。

両法案は、パイプライン敷設船を対象とすることに加え、PEESAの適用範囲を「パイプライン敷設活動」に携わる船舶にまで拡大しています。パイプライン敷設活動とは、パイプラインを敷設するための「整地、掘削、測量、岩石の打設、鋼管配列、曲げ加工、溶接、塗装、パイプの吊り下ろし、埋め戻し」などの活動と定義されています。両法案は文言に若干の違いはあるものの、いずれも船舶を販売、リース、提供する者または船舶の販売、リース、提供を手助けする者を対象としています。さらに、両法案は、PEESAに記載された船舶（パイプライン敷設またはパイプライン敷設活動に従事する船舶など）に対して引受業務、保険、再保険を提供する者への制裁を義務付ける規定を提案しています。今回の法案には、引受人、保険会社および再保険会社またはそのいずれかに対する相当注意義務の特例は含まれていません。さらに、上述のCAATSAとは異なり、PEESA明確化法には、制裁を科す基準となる金額も定められていません。

この2つの法案は、共和党と民主党および連邦議会の両院で超党派の支持を得ていますが、上院と下院の委員会で現在も審議中です。そのため、法案が議会で調整・可決され、署名のために大統領に提出されるのか、あるいは提出されるとしても、それがいつになるのか定かではありません。PEESA明確化法が可決された場合には、米国以外の船舶所有者、運航者およびその保険会社に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、船舶がパイプライン敷設活動に従事していると連邦議会への報告書の中で特定された場合、その船舶の保険会社も報告書の中で特定される可能性があります。企業が報告書の中で特定された場合、厳密には、PEESA明確化法の明確な文言に基づき制裁を科すことが義務付けられています。しかし、PEESA明確化法が制定された場合に、その規定が最終的にどのように履行されるかは、まだ定かではありません。



クラブカバーへの影響

違法な活動に関与している船舶またはスタンダードクラブが制裁違反のリスクに晒されるような活動に関与している船舶については、保険カバーが提供されないことをご承知おきください。CAATSA および PEESA により、保険会社に直接制裁が科されるリスクを踏まえ、ノルドストリーム 2 またはトルコストリームの建設プロジェクトに関係または関連する活動に対して、クラブの保険カバーは提供されません。

したがって、組合員の皆様には、ノルドストリーム 2 またはトルコストリームの建設プロジェクトに関する契約締結のリスクを評価・軽減するとともに、制裁や執行措置を回避するために可能な限りの注意を払うことを強くお勧めいたします。

結論

以上を考慮すると、米国以外の船舶所有者、保険会社および同様の事業者にとって、喫緊の懸念事項は CAATSA 第 232 条ということになります。国務省は 2020 年 7 月 15 日に、NS2 およびトルコストリームに第 232 条を適用する旨を明言しました。したがって、NS2 もしくはトルコストリームに関連して使用される船舶を所有もしくは運航する事業者またはそうした船舶にサービスを提供する事業者は、第 232 条の制裁規定がそうした活動に適用されないか検討する必要があります。

さらに、修正法案により制裁措置の義務化および強化が想定されていることを踏まえ、PEESA 明確化法をめぐる動向にも注視することが重要です。

国際グループに所属するすべてのクラブが、同様の回覧を発行しています。

国際グループは、本回覧の草案作成にご協力いただいた米国法律事務所 Freehill, Hogan & Mahar LLP の Gina Venezia 弁護士に感謝いたします。

以上



A handwritten signature in black ink, which appears to read 'Jeremy Grose', located in the upper left quadrant of the page.

Jeremy Grose
Chief Executive
Standard Club

Direct Line: +44 20 3320 8835
Email: jeremy.grose@standard-club.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)